

# 申告はお早めに

平成20年分所得税の確定申告が今月16日(月)から始まり、期間は3月16日(月)までの一ヶ月間ですが、期限間近になりますと大変混雑し

ますので、早めに申告を済ませるようお願いいたします。なお、前年実績に基づいた確定申告書(名前入り)はすでに該当する皆さんに送付してありますが、それに伴う申告相談の案内



平成20年分所得税の確定申告・平成21年度住民税申告日程表 (追分地区)					
月	日	曜日	割当地域・対象者など	備考	
2	16	月	本町地区 1～4丁目	役場職員対応 8時30分～17時 追分庁舎2階会議室	
2	17	火	本町地区 5～7丁目		
2	18	水	柏が丘・緑が丘・中央地区		
2	19	木	若草地区 1～2丁目		
2	20	金	若草地区 3丁目		
2	23	月	花園地区 1～2丁目		
2	24	火	花園地区 3～4丁目		
2	25	水	青葉地区 1～2丁目		
2	26	木	青葉地区 3丁目		
2	27	金	白樺地区		
3	2	月	農業所得の方 (この間一般の申告も受け付けます)		
3	11	水			
3	12	木	その他の地区及び指定日に来られなかった方		役場職員対応 8時30分～17時 早来保健センター
3	13	金	上記の方で3月12日までにこれなかった方は、早来保健センターにて受け付けます		
3	16	月			

状は随時発送する予定です。

申告の際は、源泉徴収票、保険や医療費の領収書、収入や必要経費を証明する書類、印鑑などを忘れず持参してください。

また還付申告をする方は必ず利用金融機関の口座番号をメモして来てください。  
※国民年金保険料に係る社会保険料控除を受ける際には、国民年金支払通知書(はがきサイズ)を添付しなければなりませんので必ず持参してください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料(長寿医療保険料)が遺族年金、障害基礎年金等から天引きされている方については、保険料の領収書が送付されていませんので必要な方(確定申告に使用するため等)は役場税務課までご連絡ください。

## 早来地区の方

例年どおり早来庁舎横・保健センター2階で受付します。事業所得(白色)のある人や不動産所得のある人などについては、日時を指定して相談日をご案内します。また、所得の裏付けのない人、諸控

除の否認がある人、申告すれば税金が戻る人などには日時を指定せず期間中に申告をするようお願いいたします。

## 追分地区の方

例年どおり追分庁舎2階・会議室で受付します。今年も地区ごとに相談日を指定しますので、指定日に申告していただきますようお願いいたします。

また、指定日で都合の悪い方は期間中に申告するようお願いいたします。

## その他お知らせ

高齢者の方で支給されている年金の中から所得税を天引きされている方がいます。この中には確定申告すれば還付になる方もいるかと思えますので、その際は会場までお越しください(ご家族の方でも結構です)。口座番号の控えも

忘れずに持参してください。また、ご案内したにもかかわらず申告に來られなかった方は、後で所得税の他に加算税や延滞税を支払うこととなります。町税についても住民税や国保税等について正しい計算ができず高い税金、保険料を納めることになる場合もありますので必ず申告するようお願いいたします。

## 住民税における住宅ローン控除の申告について

平成19年の税源移譲により所得税が減額となり、住宅ローン控除が所得税から控除しきれなかった額がある方(平成11年から平成18年の間に入居した方)については、住民税(所得割)より控除できます。昨年同様確定申告期間中に申告が必要です。該当する方については案内状を送付しますので必ず申告してください。

## 消費税の確定申告について

平成18年中に課税売上高が